

名家連ニュース

令和4年3月30日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.860号

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の検討情報 シリーズ③

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

医療保護入院

精神保健福祉法上の入院制度等について⑤（医療保護入院）

現 状

- 平成25年の精神保健福祉法改正により、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し、精神科病院の管理者に対する退院促進措置の義務付けが行われ、現在の医療保護入院制度が整備された。
- 「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（平成29年2月）では、医療保護入院制度の必要性、家族等同意の機能について、以下のとおり整理されている。

（医療保護入院という非自発的入院の形態の必要性について）

- ・ 精神障害者に対する医療の提供については、できる限り入院治療に頼らない治療的な介入を行うことが原則であり、その上で、入院治療が必要な場合についても、できる限り本人の意思を尊重する形で任意入院を行うことが極めて重要である。
- ・ ただし、病気の自覚を持ってない場合があり、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、自傷他害のおそれがある場合以外にも、入院治療へのアクセスを確保する仕組みが必要と考えられる。
- ・ その上で、医療保護入院は、指定医の判断により入院治療が必要とされる場合であって、任意入院につなげるよう最大限努力をしても本人の同意が得られない場合に選択される手段であるということを再度明確にするべきである。

（家族等同意の機能）

- ・ 現在の家族等同意の機能は、入院することを本人に代わって同意することではなく、
 - ① 医師の判断の合理性（説明に対する納得性）
 - ② 入院治療が本人の利益に資するか について、本人の利益を勘案できる者の視点で判断する点にあると整理できる。
- ・ ①については、現在の家族等同意では、家族等に医学的な専門知識まで必ずしも求めてはならず、医師が家族等に対し、理解しやすいよう丁寧に病状や入院治療の必要性等を説明した上で、家族等が医師の説明に納得して判断できれば足りると考えられる。
- ・ ②については、家族等には、本人についての情報をより多く把握していることが期待さ

れていると考えられる。

精神保健福祉法上の入院制度等について⑥（医療保護入院）

課 題

課題①：本人と家族が疎遠な場合等の家族等同意について

○ 家族等同意の機能は、本人について多くの情報を把握し、「本人の利益を勘案できる者の視点で判断する点にある」と整理されているが、本人と家族が疎遠な場合等は、こうした機能を期待することは困難な場合がある。

○ 他方で、市町村長同意は、「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合」とされているため、現行の精神保健福祉法では、疎遠であっても家族がいる場合等は、当該家族の同意を得る必要がある。

課題②：患者の病状の変化への対応について

○ 入院治療においても、「できる限り本人の意思を尊重する形で任意入院を行うことが極めて重要である」とされており、現行の精神保健福祉法上、入院時については任意入院が行われるよう努める旨の規定が置かれている（20条）。

○ 一方、入院後については、本人の病状の変化を確認し、医療保護入院から任意入院に移行することは、明文上求められていない。

課題③：家族支援のあり方

○ 家族等が本人の利益を勘案のうえ本人の利益のために同意を行い、入院が決定された場合でも、結果として、本人の意思によらない入院により、本人・家族等の間に軋轢が生じることがあるという指摘がある。

課題④：退院促進措置の実態

○ 平成25年の精神保健福祉法改正により創設された退院促進措置の実態について、現在調査研究を行っており、その結果を確認する必要がある。

◆ 第24回 名家連定期総会のご案内 ◆

日時 令和4年5月15日（日）13時より

会場 名古屋市総合社会福祉会館（北区）7階大会議室

～ 定期総会「記念講演会」のご案内 ～

定期総会終了後、開催いたします。14時10分～16時

「思春期におけるメンタルヘルスリテラシーについて」

講演講師 山田 浩雅 先生（愛知県立大学看護学部 准教授）

令和4年度から、高校の保健体育の教科書に「精神疾患」が記述されます。保健教育の実施に尽力された山田先生から、ここに至る経緯や今後の課題などについてお話ししていただきます。

次号も「医療保護入院」の続きを連載します